



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

改正民法の施行

弁護士 赤崎 雄作

1. はじめに

民法(債権関係)を改正する法律が令和2年4月1日より施行されました。今回の改正は民法制定以来約120年ぶりの抜本的な改正であります。市民生活の基本法である民法、特に債権に関する部分の規律が変更されることとなりますので、個人の権利義務から企業取引まで、幅広い分野で様々な影響が出るのが想定されます。本事務所ニュースでは、主要な改正内容について、第88号でその内容の解説をしておりますが、施行日を迎えたことを受け、改めて改正民法の概要をご説明いたします。

2. 主たる改正点

(1) 消滅時効

国民生活や企業活動に影響が大きい消滅時効について時効期間も含めて大幅に改正がなされました。

重要な改正点としては、①債権の消滅時効における時効期間と起算点、②時効の完成猶予及び更新が挙げられます。

時効期間に関し、改正民法においては、債権者が権利を行使できることを知った時から5年が経過したときか、権利を行使できる時から10年が経過したときに、債権が時効によって消滅するという整理がなされました。また、職業別の単位消滅時効制度が廃止されました。本改正に合わせて、商事消滅時効を5年とする商法522条の規定も削除されます。

改正前民法では、時効の中断及び停止という概念が規定されていましたが、その効果が複雑である等の理由から、それぞれ更新と完成猶予という用語に変更されることとなりました。特に債権管理をする企業、部署においては、実務的な影響も大きく、改正内容を整理した上で理解することが求められます。

その他、協議合意による時効の完成猶予、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効、生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効に関する規定等が新設又は見直されています。

(2) 法定利率

法定利率に関し、法定利率が市中金利を大きく上回る状態が続いている現状に鑑み、その利率を従来の5%から3%に下げることとしています。他方、法定利率を固定のものとすると、将来、市中金利と大きく乖離する事態が生ずるおそれがあるため、3年ごとに利率を見直すこととされました。

(3) 保証

改正民法における重要な改正点としては、①個人根保証契約における極度額の定め義務付け、②事業用融資における第三者個人保証の制限、③保証人に対する各種情報提供義務が挙げられます。いずれも重要な改正ではあります。①について、改正前民法においても貸金等根保証契約においては極度額の定めをすることが必要とされていましたが、改正民法では、それ以外の個人根保証契約についても極度額の定めをすることが必要とされました。たとえば、建物賃貸借契約における賃料債務等を担保するために個人と連帯保証契約を締結するような場合においても、連帯保証契約書等に連帯保証人の負担する主たる債務の極度額についての条項を設けなければ、当該連帯保証契約は無効となりますので、注意が必要です。

(4) 約款

約款とは、大量の同種取引を迅速・効率的に行う等のために作成された定型的内容の取引条項のことを言いますが、改正前民法には、約款に関する規定がありませんでした。現在社会においては約款が広く利用されている実情に鑑み、改正民法において新たに約款に関する規定が設けられることとなりました。具体的には、ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義した上、この定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体を定型約款と定義し、定型約款が契約の内容となるための要件(組入要件)及び契約の内容とすることが不適当な内容の契約条項(不当条項)の取扱いを規定しました。また、一定の場合には、定型約款準備者が一方的に定型約款を変更することにより、契約の内容を変更することが可能であることを明確化しました。

3. おわりに

上記は改正民法のごく一部をご紹介したのですが、冒頭にも触れましたとおり、今般の改正により、個人の権利義務、企業取引に関わらず大きな影響を与えることが想定されます。当事務所では、多くのクライアントから改正対応に関する多くのご相談をいただき、どのようなご相談についても対応することが可能ですので、お気軽にご相談をいただければと存じます。